

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令案（仮称）
規制の名称	対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し
規制の区分	新設、 <u>改正</u> （ <u>拡充</u> 、 <u>緩和</u> ）、廃止
担当部局	財務省国際局調査課
評価実施時期	令和2年3月
規制の目的、内容及び必要性	<p>本政令案は、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」（以下「改正外為法」という。）の施行に伴い、対内直接投資等に関する政令その他の関係政令を改正するもの。</p> <p>昨年11月に成立した改正外為法は、経済の健全な発展につながる投資を一層促進するため、事前届出免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出対象の見直し等を行うもの。本政令案は、事前届出免除制度の詳細についての規定や、事前届出が必要な対内直接投資等に該当する行為の追加、事前届出が必要となる株式取得の閾値（1%）の設定を行う。</p> <p>本政令の改正が行われない場合、事前届出免除制度の詳細が規定されないことから、外国投資家は免除を利用できず、改正外為法の目的である経済の健全な発展につながる投資を促進することの妨げとなる。同様に、事前届出が必要な対内直接投資等に該当する行為の追加や、事前届出が必要となる株式取得の閾値の1%への引下げが行われず、国の安全等への懸念に適切に対応することが困難となる。</p>
直接的な費用の把握	<p style="text-align: center;"><b>費用の要素</b></p> <p>③「<u>遵守費用</u>」は<u>金銭価値化</u>（少なくとも<u>定量化</u>は必須）</p> <p>（遵守費用） 対内直接投資等に係る事前届出の対象の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に対して、財務省及び事業所管省庁等が負担する審査費用がある。事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであり、遵守費用は国内事業者で外国投資家に相当するもの（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）を含め、外国投資家において発生する。</p> <p>行政費用及び遵守費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。</p> <p>なお、今回、閾値引下げに伴い、事前届出の対象となりうる投資案件の数は増加するが、新たに事前届出の免除制度を導入する。これまで事前届出の対象となっていた届出案件の大宗は事前届出免除の対象となると想定されることから、届出件数が現状に比べて大きく増加することはないと見込まれる。</p> <p>（行政費用） ④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 本政令案で導入される事前届出免除制度により、免除対象となる投資についての審査費用は発生しなくなる。一方で、免除基準の遵守に係る行政上のモニタリング費用は発生する。</p>
直接的な効果（便益）の把握	<p style="text-align: center;"><b>便益の要素</b></p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 本政令案で規定する制度の運用により、経済の健全な発展につながる投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資にも一層適切に対応することで、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することにつながるものである。</p> <p>⑥可能であれば<u>便益（金銭価値化）</u>を把握 改正外為法の目的は、経済の健全な発展につながる投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資にも一層適切に対応することであるが、この目的を達成することについては、金銭価値化することは困難である。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 事前届出免除制度を導入することにより、これまで事前届出の対象となっていた案件はその大宗が免除されることが見込まれるため、外国投資家の届出に要する遵守費用は軽減される。但し、こうした軽減される遵守費用を金銭価値化することは困難である。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 対内直接投資の事前届出審査制度が強化されることで、日本企業が他国に投資する際に、安全保障上の観点から懸念の対象となる可能性が抑制されうる。また、今回導入する事前届出免除制度について、外国投資家への理解の浸透のため、海外での説明会の開催等の対応が必要である。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証 事前届出の対象となる対内直接投資等については、行政庁による審査費用や外国投資家による遵守費用が発生し得る。一方で、事前届出免除制度を導入することから、現行法で事前届出の対象となっていた届出案件の大宗は届出が免除されることが見込まれ、外国投資家による遵守費用は軽減される（但し、実際の費用負担は個々の事案の内容によって異なることから、定量化や金銭価値化は困難。）。今回の制度改正は、対内直接投資等を適切に把握し、必要な案件に絞って審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与するものであり、その効果（便益）は極めて大きく、適切かつ合理的なものと評価可能である。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 （代替案：事前届出が必要となる株式取得の閾値を緩和的に設定する） 本案では、上場会社の株式取得について、事前届出が必要となる閾値を1%に引き下げる</p>

	<p>こととしているが、投資促進の観点から、より緩和的な値（例えば5%）に設定することが考えられる。</p> <p>[費用・効果]          会社法上、株主は1%以上の株式取得から議題提案権を有する。1%を超える緩和的な閾値を設定する場合、株主による一定の影響力の行使を通じ、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応することが困難となる。他方、1%の閾値であっても、事前届出免除制度の導入により、十分な投資促進効果が見込まれる。</p> <p>[本案と代替案の比較]          経済の健全な発展につながる投資を一層促進することと、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応することの2つの法目的にバランスよく対応していくためには、本政令案を採用することが適当と判断。</p>
<p>その他の関連事項</p>	<p>①評価の活用状況等の明記          本政令案を検討するに当たっては、令和元年12月26日に閣議・外国為替等審議会第44回外国為替等分科会を開催し、有識者から意見を聴取したほか、外国投資家をはじめとした市場関係者や投資先である発行体企業等から幅広く意見を聴取した。</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>②事後評価の実施時期の明記          本政令案は、改正外為法の施行に伴い、対内直接投資等に関する政令その他の関係政令を改正するもの。改正外為法では、法律の施行後5年を経過した時点において施行の状況を検証し、必要があると認めるときは改正法の規定に検討を加えることとしている。改正法の施行状況と併せて本政令の施行の状況も検証し、必要があると認めるときは政令の規定について検討を加えることとする。</p> <p>③事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。          本政令案の施行後の事前届出の提出状況等を検証することにより、費用対効果や間接的影響を確認することとする。</p>
<p>備考</p>	